

令和4年5月27日 第3回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時50分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	2番 吉川友二	3番 遠國和宏
4番 上妻良一	5番 菊地隆志	6番 宮口孝治
8番 遠藤勇	10番 石黒彰	11番 岡元義春

2 欠席委員

7番 松田博幸	9番 人見華代	12番 吉村進
---------	---------	---------

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務担当主査 餌取秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 5 議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第3回農業委員会総会

令和4年5月27日

開会 午後1時30分

○事務局長 本日は、吉村会長が欠席のため、農業委員会等に関する法律第4条第5項の規定により、会長職務代理の岡元義春委員が議長を務めさせていただきます。

(開会)

○議長 ただいまから、令和4年度第3回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、7番松田博幸委員、9番人見華代委員、12番吉村進委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 次に、本日の議事録署名委員の指名について、足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、5番菊地隆志委員、6番宮口孝治委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定に

よる農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

本件は、普通畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年5月11日であり、土地の引渡期日は令和4年5月11日です。

なお、合意解約の理由ですが、借主の離農によるもので、解約された農地は、今後、公益財団法人北海道農業公社の農地中間管理事業により貸借される予定です。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しており、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18

条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和4年度第2号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番から4番につきましては、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地の売り払いを受ける案件であり、一括で、説明します。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町上利別171番1ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、84,890㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、8,916,000円、10アール当たり105,000円で、代金の支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町中矢237番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、86,393㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、5,610,000円、10アール当たり65,000円で、代金の支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町中矢242番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、116,935㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、7,600,000円、10アール当たり65,000円で、代金の支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町上利別195番1ほか12筆、計13筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、162,341㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、9,190,000円、10アール当たり56,600円で、代金の支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、別紙議案調査書のとおり、買受人は酪農経営で受け手として農業経営基盤

強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 1番から4番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、5番を説明します。

局長。

○事務局長 5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町喜登牛2番ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、52,331㎡の内、27,000㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、採草放牧地を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間50,000円、10アール当たり1,850円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸借の申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、両者で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、別紙議案調査書のとおり、賃借人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 5番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、6番、7番を説明します。

局長。

○事務局長 6番、7番につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一人であるため、一括で、説明します。

6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別237番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、現況は畑です。

面積につきましては、37,928㎡の内、16,678㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間70,000円、10アール当たり4,200円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、7番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別255番1ほか6筆、計7筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、57,003㎡の内、31,811㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間98,000円、1

0アール当たり3, 100円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、前貸借人の離農に伴い、利用権の設定等をする者から貸借の申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、両者で貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、別紙議案調査書のとおり、貸借人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 6番、7番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

8番につきましては、上妻良一委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 42分 休憩

午後 1時 43分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

8番を説明します。

局長。

○事務局長 8番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町螺湾

113番3、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、5, 512㎡の内、4, 677㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間14, 000円、10アール当たり3, 000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から貸借の申し出があり、地域担当農業委員である人見委員と協議し、両者で貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、別紙議案調査書のとおり、貸借人は畜産・畑作経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 8番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「なし」の声)

○議長 なければ、議案のとおり決定します。

ここで、暫時、休憩します。

午後 1時 45分 休憩

午後 1時 46分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項で、農地利用最適化交付金事業を実施する場合、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないと規定されており、この規定に基づき、議決をお願いするものです。

指針の内容について、ご説明します。

1で、基本的な考え方を記載しております。

2で、成果目標として、アの担い手への農地の集積についてで、その目標を80%以上とし、その方法を記載しております。イの遊休農地の発生防止・解消についてで、その目標を0%維持とし、その方法を記載しております。ウの新規参入の促進についてで、その目標を2年毎に1経営体とし、その方法を記載しております。

3で、活動目標として、1で、農業委員が最適化活動を行う日数を、一人当たり月6日以上と定め、2で、活動強化月間の設定を、9月から11月の3ヶ月間とし、農地パトロールを10月に実施します。3で、新規参入相談会への参加は、新規就農者の受入協議を行っている足寄町農業再生協議会、また、新規就農フェアへ1名以上の農業委員を参加することとしています。

なお、本件につきましては、令和4年4月22日開催の全員協議会で協議した案件です。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は、全部、終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年度第3回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 50分 閉会

議長

岡元義春

農業委員

前地隆志

農業委員

宮口孝若

徐志摩
徐志摩